令和3年度中部森林管理局事業評価技術検討会 (事前評価) 議事概要

1 日 時: 令4年2月3日(木) 15時00分~16時40分

2 場 所:中部森林管理局 局長応接室ほか (web 開催)

3 出席者:事業評価技術検討会 岩永青史委員、小野裕委員、早川博泰委員 中部森林管理局 森林整備部長、計画保全部長

森林整備課長、森林整備課課長補佐

技術指導官、造林係長

企画調整課長、監査官(経常)、監査係長

- 4 内 容:事務局及び説明員から、今回の事業評価の対象である事前評価(森林環境保全整備事業2地区)の事業概要、目的及び費用便益分析等の評価項目について説明を行い、審議の結果「事業の必要性、効率性、有効性が認められることから、本事業を実施することが妥当と判断される。」とされた。主な意見・質問は以下のとおり。
- (1) 森林環境保全整備事業「長野県 木曽谷森林計画区」
- (委員)物価や人件費が上昇傾向にあるが、事業費の算出にあたっては直近の単価等 を使用しているのか。
- (局) 昨年度の事業実績等を基に算出した平均単価を使用している。
- (委員) 環境保全便益の評価額には炭素固定便益のみが計上されているのか。
- (局) そのとおり。
- (委員)「林野公共事業における事業評価マニュアル」によると、環境保全便益には保 健休養便益など炭素固定便益以外の便益も含まれているが、なぜ計上されていな いのか。

- (局) 林野庁の指示により、環境保全便益の算出にあたっては炭素固定便益のみを対象とすることになっている。
- (委員) なぜ、他の便益は評価しないのか。
- (局)確認し、後日回答する。【別添(番号1)】
- (委員) 昨年度の市場価格は新型コロナウイルス感染症の影響を受けていると推察される。今後の数十年間の便益を算出するための価格として適正なのか。補正等の措置はされているのか。
- (局) 林野庁の指示により最新の市場価格を使用することとなっているため、昨年度の実績を基に算出している。新型コロナウイルス感染症に係る補正等の措置については、確認し、後日回答する。【別添(番号2)】
- (委員) 木材生産確保・増進便益について、森林整備による増進分は大きな効果が見られるが、路網整備による増進分においては効果が非常に小さいのはなぜか。
- (局)路網整備は、その先の国有林で計画されている森林整備や間伐等を実施するために必要な事業である。路網整備だけの便益としては効果が小さく見えるが、森林整備の便益が増加することとなり、一体的に評価すると効果はあると言える。
- (委員) 路網整備の重要性を示す根拠となるよう、路網整備そのものの効果がより目に見える形での評価方法を検討した方が良いと考える。
- (委員)毎回申し上げている意見だが、便益の積み上げをもっとしっかりと行った方が良いと考える。本地区のB/Cは 2.42 であり、事前評価の数値としては比較的低いと思われる。物価上昇の影響等で事業費は増加するが、便益がそのままだとB/Cは低下し最終的に 1.0 を下回ってしまう可能性も懸念される。森林の重要性や森林整備の意義をもっと広く知っていただくためにも、現在は評価の対象となっていない便益も計上できるように評価方法を検討し、全ての便益を積み上げて数値化することが重要である。
- (局) そのとおりであると考える。林野庁へも上申しているところ。

- (委員) 木材生産等便益について、間伐は含まれていないという説明があったが、伐り捨て間伐なので間伐の便益がないということなのか、または、間伐を実施しないからなのか、あるいは間伐が評価の対象ではないからなのか。
- (局)森林環境保全整備事業費で実施する保育間伐は、伐り捨て間伐だけでなく搬出 を伴う間伐も行っており、評価に含まれている。他の経費で実施する搬出間伐に ついては含まれていないということである。
- (委員) 木材生産確保・増進便益で算出されている「効果額」は、本事業を実施しなかった場合はゼロになるのか。もし、本事業を実施しなくてもある程度算出される金額であるのならば、(事業の効果だけではないので)「効果額」という表現は違うのではないか。
- (局) 事業を実施しなければゼロになる。例えば、カラマツで 2042 年の効果額は 26,182 千円となっているが、これは除伐や間伐を行う時期にあたり、事業を実施 することで算出される数値である。
- (委員) では、2042 年の 26, 182 千円という効果額は、本事業を実施しなければ出ないという理解で良いか。
- (局) そのとおり。
- (2) 森林環境保全整備事業「岐阜県 飛騨川森林計画区」
- (委員) 木材生産確保・増進便益の路網整備による増進分について、なぜこれほど便 益が少ないのか。
- (局) 木曽谷森林計画区と同様に、林道の新設により実施が可能となる森林整備の評価に寄与することから、路網整備の木材生産への直接的な便益としては小さな数値となっている。
- (委員) それぞれの樹種について、評価期間中に1回しか便益が発生しないということか。

- (局) 今回の計画に照らし合わせて算出した結果、このようになっている。
- (委員) これだけの効果のために路網整備をする必要があるのか、と言われかねない のではないか。
- (局) 資料には代表路線のみの便益を示しているということ、また、路網整備はその 後の森林整備事業と一体的に評価される部分が大きいことから、必要な事業であ るとご理解いただきたい。
- (委員) 高性能林業機械の導入は、効率性やコストの面でメリットがある一方、大型機械により林床を荒らしてしまうといったデメリットもある。新規採択チェックリストのⅡ(3)②において、「高性能林業機械による作業体系が確立している」としてA評価になっているが、攪乱した林床の保全や、攪乱を最小限に抑えるための対策等も含めて評価されているのか。
- (局) ご心配のとおり、大型機械を使用すると作業道の幅員が広くなり、林床への影響も大きくなるが、それに起因して災害等が発生することのないよう、作業道の設計等には配慮をしており、その上で高性能林業機械による作業体系を導入している。
- (委員) 高性能林業機械による作業を実施するには林道の整備も必要になると思われるが、路網整備の便益には高性能林業機械の導入に係る効果は含まれていないのか。
- (局) 含まれていない。
- (委員) こういった効果も、便益として評価した方が良いと考える。
- (委員) 高性能林業機械による作業体系が「確立している」ということは、高性能林 業機械での作業が可能である事業体を対象として事業を発注しているという理 解で良いか。また、コンテナ苗はどこから入手しているのか。
- (局)請負事業の発注にあたり、事業体は作業体系等についての提案書を提出することになっており、その内容を加味して入札を実施している。また、コンテナ苗は 受注した事業体が調達することとなっており、各県の種苗組合や種苗事業を行っ

ている民間企業等から、発注時に示した規格のコンテナ苗を購入し事業を行って いる。

- (委員)事業費には請負事業の費用が計上されていると思われる。木材生産確保・増進便益(森林整備による増進分)の算出表では、例えば2121年にヒノキ複層伐等で効果額が算出されており、伐採が行われるものと考えられるが、費用集計表では同年の事業費は0円となっている。事業費が0円なのに便益が発生するのはなぜか。
- (局) 伐採による便益は発生するが、事業費については、社会的割引率を掛けて現在 価値に換算した結果、O円になっている。
- (委員) それならば便益も現在価値に換算すると0円になるということではないのか。
- (局) 本評価に係る事業費は、森林環境保全整備事業費で実施するものだけが計上されており、約100年後の伐採は別経費で実施するため、事業費は含まれていない。
- (委員) 別事業の費用で伐採するのであれば、便益も別事業のものとして計上するべきではないか。ここに計上するとダブルカウントにはならないのか。
- (局)確認し、後日回答する。【別添(番号3)】
- (委員)本森林計画区では治山事業も実施されていると思われる。治山事業の事業評価においても、洪水防止便益など森林整備事業と同じ便益が計上されるが、治山事業と森林整備事業の便益の棲み分けはしているのか。
- (局)森林整備事業により発生する便益と治山事業により発生する便益は別であると 考えているため、特に棲み分けはしていない。
- (委員)森林整備事業では森林計画区全体として評価を実施しており、治山事業のような地区別の評価はしていないということか。
- (局) そのとおり。

令和3年度事業評価技術検討会(事前評価)における後日回答内容

番号	質問内容	後日回答内容
1	環境保全便益について、炭素固定便益以外の便益が評価されていないのはなぜか。	環境保全便益に属する「炭素固定」以外の「保健休養」をはじめとする各便益については、便益算定の根拠を踏まえると、効果発現の機会も限定的であるなどの理由から現時点では計上していない。
2	評価額の算出に使用している昨年度の市場価格について、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した補正等の措置はされているのか。	事業効果の計測にあたっては、可能な限り公表されている一般的な統計データや客観的なデータ等を用いることとされており、当局では直近の市場価格を採用している。なお、必要に応じ直近以前の期間も含める等の措置を行うこととしているが、昨年度はまだ市場価格が急騰する前であり特段の措置は行っていない。
3	果額が発生している。100年後は別事業の経費で伐採を行うため事業 費が計上されないのであれば、効果額も別事業として評価されるもの	本便益は令和4~8年度に森林環境保全整備事業として実施する植栽・保育や路網整備によって、その後の林木の生長量が増加すること等により木材の生産利用が増進される効果を2121年度までの間評価したものである。2121年度に計上した便益(60千円)もあくまで本事業で投じた費用に対する事業効果を評価したものであり、別事業で発現する同便益についてはそれぞれの事業毎に評価することとなっているため、ダブルカウントにはならない。